

儒葬より神葬へ

金沢工業大学明倫館教授

近藤啓吾

一

晴天鶴

美静

ゆたかにも 立舞ふ鶴は 空晴て

なすべき事の ある世とやしる

躍るが如き豪快の文字をもつてこの大幅を揮毫されましたのは、石州津和野の人、福羽美静であります。いふまでもなくこの人物、幕末、大國隆正に学び、平田篤胤の学を継承実践、明治初年の神道界に大きな足跡を残された方であります。鶴が自由に大空を飛翔するが如く、これより私もなすべき事がある、江戸幕府倒れて、今や王政維新のもと、大いに経緯に力を致すことができる、またその私を必要としてゐる明るい世になつたといふ意であります。そ
の感動がおのづからこの豪快な書となつて現はれてゐるのである。

しかるにいくばくならずして、同じく平田派の学者として王政維新に奔走し、明治の神道復興に尽した矢野玄道は、

かし原の 宮にかへると 思ひしは

あらぬ夢にて ありけるものを

と歌つて新時代の舞台から退かざるを得なかつた。これは一大悲劇であり、このことは明治維新の実際を考へる上で深刻に考察しなければならぬ問題であつて、私は神道の苦難の道が、ここに始まつたものと考へてをります。私は、今日、江戸時代の先学が純正の日本人としての葬礼のあり方を求めて、儒葬より神葬への道を苦心しつつ進んだ足跡について申上げるわけであります、それは単に葬礼のあり方の問題でなく、日本人たる自身の靈魂をいかに考ふべきであるかといふ、人間としての根本問題について先学がどのやうに考へたかを明らかにすることであると信じます。このことを念頭において、お聴き頂きたいと思ひます。

ご参考に必要事項をプリントして御配りしましたが、時間の制限がありますので、それを一々読解すること不可能でありますので、各条の要旨を申上げながら話を進めさせて頂きたいと思ひます。原文は後で御読み願ひます。

先づ(一)の文、これは『史記』周本紀から引きました。その大要を述べますと、昔、殷の紂王、酒池肉林の享樂に耽り、民これに苦しみこれを恨んだので、周侯昌(文王)の子の発(武王)、天下の民を救ふべく起ち上り、先づ紂王の反省を促さんとして軍威を示しつつ盟津に至つたが、反省の色が見えなかつたので、ついに父昌の木主を中軍に置き、このたびの挙兵が勝手にしたものでなく、父の意を奉じてするものであることを明らかにした。文の大要是以上の如くである。臣である発が、よし苦しんでゐる人々を救ふためであるとはいへ、臣たるの身で君を伐つことは、倫理に反しはしないかといふ議論とあれば、当時果して木主があつたであらうかといふ疑問もあるであらうが、同じく

『史記』の伯夷列伝に、

西伯卒す。武王、木主を載せ、号して文王と為して紂を伐つ。

とありますから、司馬遷の当時、即ちBC一〇〇年の頃、このことが事實として信ぜられてゐたことは誤りがなく、こ

こでは道義上の議論や木主の問題はすべて問はぬこととし、ただ『史記』にこのやうな記述があるといふことをそのままに知つておいてほしいと思ひます。

そもそも君主が軍行その外で他出するに当りまして、その祖先の木主を奉じて往くといふことは、先秦時代、既に定着してゐた事実でありまして、そのことについては、〔二〕に引いておきました『礼記』曾子問篇の話に明らかであります。同篇には、その奉ずる神主（木主）がどのやうな性格のものであつたか、またこのことがいつから始まつたかといふことを、孔子のことばとして述べてゐるのですが、これも事実といふよりも、当時そのやうに信ぜられてをり、それがその儘に記録されてゐるのだと考へるべきであります。

さて以上から推察できることは、古代の漢土に於いては、祖先の神靈は滅びることなく木主に迎へられ木主に留まつてをり、子孫が大事を起すに当つてはそれを奉じ、それは自分の勝手な野心ですることではなく、祖先の心を奉じてするものであることを示したといふことであります。これは、父祖は死すとともにその神靈は滅びずして我等子孫を見守られ指導してをられると信じてゐたことを示すものであると同時に、子孫はその祖先の意を受けて行動すべきものであるとする信仰があつたことを明らかにするものであります。尚このことを、白川静氏の研究によつて見たいと思ひます。同氏の著『字統』より一、「三の條を引いておきましたので、〔三〕を御覽下さい。氏は、漢字の多くは、古代、それは主として殷代のことであるが、その時代の祭祀の実際の中から生れたとしてゐます。例へば召の字、この字は古くは𠂇と書きました。𠂇は人、口は口、祝祷を收める器を示したもの。祝祷して祖靈を招くの意で、今の招の原字であります。

各は古体𠂇。𠂇と口。𠂇はアシの形。神が降りて来るのを示したもの。祝詞を告げることによつて神靈が降りて来ると信じてゐたことを示すもので、今の格（いたる）の原字であります。金石文に「王、周廟に各る」「大廟に各る」等と見えてゐます。

寢は寝が原字、宀は廟の象形。侵は帝に酒をふりそそいで、それで儀場を清めるの意、寢はその清めた廟室をいふ。後に寝臥のための片を加へて寢字ができた。

白川氏の漢字説は今日未だ一般には認められたものでなく反対もあり、私もその個々の説については疑問を感じるところがありますものの、漢字解釈の姿勢としては、十分信頼すべきものと思ひます。しかし漢土では早くから合理主義が発達したので、そのため神と人との交流の信仰が忘れられてしまひ、それに伴つて漢字の原初の字義も忘れられて、別の字義がつけられるやうになつてしまつた。私がここに白川氏の説の一、三を引きましたのは、わが国で儒葬が神葬の土台となり、その実行を促す力となつてゐるといふことが、決して竹に木をつないだやうなことではなく、両者の間に接続する十分な同質の条件があつたことを知つてほしいからであります。乃ち漢土に於いては夙に忘れられてしまつた靈魂不滅の信仰は、却つてわが国に於いては古代の儘に純粹に守られて来て、儒葬から神葬へのうちに活きてゐるのであります。それは人死すれば空であるとか、六道を輪廻するとか説く仏教の死後觀とは全く異なる思想であります。今日仏教が祖靈を迎へてこれを祀つてゐることは、それは仏教本来のものでなく、仏教が漢土に入つた時、その信者を獲得するための手段として、漢土人の靈魂不滅の信仰を仏教に盗み取つたものに外なりません。

二

わが国で、死者の葬儀が庶民に及ぶまで広く行はれるやうになつたのは近世になつてからのことであつて、それまでは墓表もなく、遺骸は山野に置いたまま犬や獸の食ふにまかせられてゐたことすらありました。父母の葬儀がともかく行はれるやうになるのは近世、江戸時代になつてからのことであり、庶民の生活や意識が向上し、特に孝を重しとする儒教の倫理が普及したためであります。これに加へて、幕府の対ヤン政策のために寺請制度が強制され、人々の葬儀がすべて僧侶の執り行ふこととなつたことも、それを盛んならしめました。しかし仏葬が盛行されるにつ

れて、その火葬を行ふことを非倫であるとして拒否する論者も現はれて来ました。そしてその意識に理論を与へたものが、朱子の『家礼』でありました。されば儒者の中から、

山崎闡斎『帰金山記』

熊沢蕃山『葬祭辨論』

安井貞祐『非火葬論』

貝原益軒『非火葬論序』

の如き論文や著書が次々と現はれ、同時に仏葬によらぬ葬礼を行ふ人物も出て来ました。

中江藤樹 慶安元年（一六四八）

徳川義直 同 三年（一六五〇）

野中兼山母 同 四年（一六五二）

林羅山夫人 明暦二年（一六五六）

林 羅山 同 三年（一六五七）

徳川光圀夫人泰姫 万治元年（一六五八）

徳川光圀父頼房 寛文元年（一六六一）

保科正之 同十二年（一六七二）

は、その例であります。

しかしここに挙げました人々、注意すべきは、藤樹と兼山の母を除くとすべて徳川家の一族か幕府の要路にあつた人物であることありますて、いひかへれば、そのやうな地位がないと、仏葬を拒否することができなかつたことでありまして、しかも徳川義直は御三家なる尾張藩主でありながら、その権威をもつてしてさへも、一旦仏礼を済まし

た後で遺志のごとく儒葬を行つたものであり、家光の弟で会津藩主たりし保科正之も、吉川惟足決死の奔走により、幕閣の初めに仏葬を行へといふ意を抑へて、遺志の神葬を遂げることを得たのであります。

さて右の如き実情の中にて、わが国の葬儀はいかにあるべきかを考へる上に於いて、特に重要な問題を提示しておられますのは、徳川光圀と山崎闇齋の二人の、葬礼に対する態度であります。今日、私はこのことにつきまして、知るところを述べさせて頂きます。

光圀は、万治元年閏十一月十三日に薨じた夫人泰姫の葬儀を、儒式を基本としこれに神式を加へて行つてゐますが、それはわが国の古礼によつて行ふことが夫人の遺志であつたのでそれに従つたものであります。そのことについて光圀は、みづから夫人の実家近衛家に次のやうに報じてゐます。

今、葬礼の仏事を作さざりしは、惟れ泰姫の素志なればなり。往年、余、『礼記』の喪礼、文公の『家礼』を講ぜしに、泰姫これを聽きていはく、妾聞く、本朝の上古の葬礼は儒礼に近しと、近代、仏氏横馳して本朝の大礼を乱す、妾願はくは終命の後、金を僧侶に贈^{ほどこ}さず、本朝の礼を擧げて以て儒礼を兼ねん、と。余いはく、百歳の後、我れもし存すれば、言の如くせん、と。故に今、為す所かくの如し。(藤夫人病中葬礼事略)

この文によつて見れば、仏葬を用ひなかつた理由は、瞭然であります。

光圀は父頼房の葬儀に際しても、儒式を基本としてゐますが、但、『家礼』の眼目である哭の礼は一切用ひず、殯もそれを長期に亘つて行ふといふ漢土の習慣を避け、すべてわが国の風俗人情に背かぬやうにと取捨を加へてをります。この点、光圀の師であつた林家に於いて、専ら『家礼』に示すところその儘を実行することを計つた態度とは、大いに異なるものがありました。光圀自身の葬儀は、その養嗣子綱條の決断によつて儒葬によることとし、頼房の葬儀に準じて行はれました。しかし綱條は光圀が亡くなられた時、その側近に命じて、父がその葬礼について書き遣したもののはなかつたかとよく探させ、無しとの報告に、右の断を下したのであります。けだし綱條は、神道を重んじたものはなかつたかとよく探させ、無しとの報告に、右の断を下したのであります。

父であるから、神葬を行ふ遺志があつたのではなかつたかと考慮したのであるが、それについて記したもののが無かつたので、光圀が頼房のために行つた通りにすることを決心したのであります。光圀が自己の葬儀について何も書き残さなかつたのは、けだし、「」れなき後、幕府の水戸藩に対する宗教干渉が著しくなり、子孫の力ではこれを到底拒否することができぬであらうと考へ、徒らに幕府と紛争を生ずることを避けんと考へたからであります。事実、光圀の薨後、幕府は次第に水戸藩に圧迫を加へ、光圀によつて開かれた、神職者はその家族に至るまで神葬を行ふべとする定めさへも実行困難となり、神職者はしばしば相結んで藩の寺社奉行に、義公の制にもどして頂きたいと歎願してゐるのであります。

光圀は藩政の根本に純正の神道の振起を置き、藩内の名社を復興してその中世以来の習合を廃し、家臣を伊勢に遣はして度会延佳に入門させて伊勢の式に藩内の神社の礼式を統一させんとし、更に神道大系ともいふべき『神道集成』を編纂して神道の依拠を明らかにしようとしてゐる。その『神道集成』の葬祭の項を見ると、棺はひつぎ、衾はふすまと訓み、祝文はすべて和文の祝詞体としてをります。ここに隠された光圀の志を見る事ができるのであります。その実現には時を俟たんとしたのであります。しかし水戸藩にこの志があつたからこそ、後に斎昭が藩主となりますや、藤田東湖等の輔けを得て、神葬実行を藩の方針としたことであり、やがて水戸藩最後の学者栗田寛が現はれまするや、水戸の伝統の上に新たに本居・平田等の国学の成果を加へ、明治の神道界に、神道実践のためのかづかづの貢献をなしたのであります。なほ頼房の葬儀の始終につきましては、家臣小宅生順の録した『慎終日録』が、光圀の葬儀の始終につきましては、綱條の命によつて史臣が筆を執りました『源義公葬儀日録』がありまして、それを明らかにすることができます。

闇斎の葬礼説は、その神道説、中でもその靈魂觀から出でるものでありますから、先づそれについて略述することに致します。

闇斎の神道説は、伊勢神道を根幹とし、それに吉田神道を加へ、更に忌部神道にも深く影響を受けたものでありますので、それ等の神道から考へねばなりません。

伊勢神道は、宇宙根源の神を天御中主尊として仰ぎ、同時に同神は悠久の古代にましました、われ等日本人すべての生命の源泉であるとともに、いま現にわれ等のうちにわれ等自身として活きてゐると考へるものであります。われ等のうちなる同神を伊勢では「心神」と称します。しかし、同神はいまわれ等自身の中にわが本体としてましますが、それを自覺してゐませんと、我欲野望のために覆はれて、その存在が分らなくなつてしまひます。これは鏡は本来すべてのものを正しく写すはずのものであるが、その面に埃がたまとと写つたものの姿がぼけたりゆがんだりして来るのと似てる。されば鏡の表は常に磨かねばならぬ。同様にわれ等の心神も、常に正しく活動せられるやうに、我欲野望を拂拭することに努めねばならない。これが伊勢神道の眼目である。それは、いはゆる神道五部書に見えてゐますが、近世初頭その神道を継承復興せしめた人物が度会延佳である。延佳は右の如き考へをその著『陽復記』に書き記してをります。延佳の思想の核心は、我欲野望の拂拭の努力であり、彼はそれを祓として把握してゐる。彼によつて、従前、呪書として誦讀せられて來た『中臣祓』が、反省懺悔の書として、新たなる生命を賦されました。その説を記したもののが『中臣祓瑞穂鈔』であります。闇斎の神道は、実にこの延佳の神道説によつて喚起せられたものであります。しかも闇斎は、伊勢の神道に感動を呼び醒されながら、一步を進めて、神代即人代、天人唯一、即ち神代と人代とは別の存在でなく、神代に活動された神々は、即われ等の祖先に外ならず、従つて神代紀に見える神々の記

事は、わが国の建国に向つて尽された祖先の努力の足跡を伝へるものであると解釈した。ここにいはゆる垂加神道の特色があります。闇斎はこのやうに神代と人代とを一貫のものと考へたが故に、歴史は神代より書き始めるべきであるとし、従来の史家が、神代を荒唐無稽なりとして退けて神武天皇より筆を起してゐることを否定したのであります。たが、しかし彼もまた、初めは神代の伝承、余りにも非合理であることに迷はざるを得なかつた。

渺遠として知り難し神代の卷

心誠に求め去らば豈因無からん

とは、彼が『日本書紀』の編者舍人親王を奉祭した藤森神社に詣でて詠じた詩の一節であるが、よくこの、判断に苦しんだ心境が告白されてをります。そしてこの苦しみの解決の鍵となりましたものが、忌部正通の著と伝へる『神代口訣』の凡例の中の左の語でありました。

古語は大道、而して辞は嬰兒に仮りて、心は神聖に求む。

これは、古代の記述は一見理解しがたいものであるが、それは、その当時の人々の表現力が未熟であつたためで、言ひ方は赤子のことばの如く舌足らずであるが、その舌足らずの表現の中に深い事実が托せられてゐる、といふものであります。しかしそのことにつきましては、ここには詳述を避け、ただ闇斎が神代紀を祖先の活動の記録であると把握し、それを理解するの道を得るために苦心し、つひにそれを得たることを指摘するに止めておきます。

伊勢神道は平安末以来の長い歴史を有し、すぐれた神道説を築き上げたものであります。その後、戦国時代の動乱によつて衰退しました。これを近世に入つて再興したるが度会延佳であつた。しかし再興したといひましても、世間的にはその勢力微々たるもので、一般に広く知られてゐたのではありません。これに対し、室町時代の初め、吉田兼俱が出て唯一宗源神道を唱へるや、吉田神道は広い地域に及ぶ盛大な力を築き上げました。それ故に闇斎も、伊

勢神道を学ぶとともに吉田神道にも注目し、その伝承者吉川惟足よりその説を聴き、寛文十一年（一六七一）には、同神道最奥の秘伝であつた四重伝、即ち神籬磐境伝を伝へられ、同時に垂加靈社の神号を受けられました。

神籬磐境伝とは、吉田家の始祖天児屋根命が、天孫の降臨に従伴した時、高皇產靈尊より、「よろしく天津神籬を持ちて、葦原中國に降り、亦た吾孫の為に斎ひ奉れ」と託されましたに基づき、同家が代々守つて來た皇孫守護の責務を内容とするものでありまして、この伝は本来「唯授一人」を原則とした、同家最高の説であります。闇斎はこの伝を授けられることにより、吉田神道の神道説の繼承者となつたわけであります。闇斎の感激はそれに止まるものでなく、吉田家が代々守つて來た責務をわが責務とし、わがいのち、直ちに天児屋根命に接続するといふことを自覚体現したことにつながりました。

このやうにして闇斎は、伊勢・吉田・忌部の諸神道に聽きながら、その各神道に伝承されて來た神道の本義を探り集めて自己の神道説を大成したのであります。彼の葬礼説も、この神道説の中から出で来つてゐるのであります。

闇斎はその神道説からの帰結として、人の死をもつてその人の消滅とは考へず、神々の神靈が神として社に留まつてわが國を守つてをられると同様、われ等も神靈をその神々の末座に留めて永く君國を守るべきものであると考へました。すれば、葬礼とは、彼に於きましては、生けるものが死者の神靈をその落着の場に落着せしめることに外なりません。彼は初め禪僧でありましたが、その教義が人倫を否定するものであることを批判してこれを脱し、還俗して帰儒、やがてその家の仏式の位牌を廃してそれを儒式の神主に改めました。それは慶安三年（一六五〇）三十三歳のこととあります。

しかるに晩年、恐らくは延宝二、三年（一六七四、五）五十七、八歳の時のことと思はれまするが、その神主を更に神式の靈璽に改めました。それは、延宝二年十月二十一日に父淨因が没しましたので、その御靈代をどうするかといふことが直接の動機をしてゐると思はれますが、恐らくこのことは、寛文十一年、垂加靈社の神号を受けられま

した時から考へて來たことでありませう。彼は儒式の神主を廃し、ここに新たに神式の靈籠を作り、それに自身の靈を封じ、并せて父祖代々の神靈をも封じてこれを祀りました。

その靈籠の形は、四角の銅の箱を作り、その蓋と底に小さな方穴を穿ち、その上下を通る五分角の榊の柱を立て、その周囲に吉田神社大元宮後方の八神殿の背後の赤土をつめ、柱の上の木口に「心」の字を書いたものであります。その大きさについては記述したものがありませんが、門人浅見絅斎の神主の高さが二三・五纁、その門人若林強齋のそれが二三・四纁で、これは周尺の一尺を一九・九纁とする尺一寸に基づいたものであることから推して、大凡、高さ二四纁未満のものであつたかと思はれます。

そもそも箱の中央に一本の榊を立て、その周囲に神聖な土を満たすといふ姿は、まさしく神籬として一本の榊を立てました姿であり、そしてそれを筒の中に現はしたこの形は、吉田家が勧請に際して用ひた御神体の姿に外ならぬものであります。闇斎はその姿を通して、遙かに伊勢両宮の「心の御柱」の御姿を見、天孫降臨の古儀を考へてゐたことと思ひます。乃ち吉田家の出す御神体の姿にわが国の古儀を得た彼は、それを己れの神靈を封する靈籠の姿として探つたのであります。同時に、ここに自分の神靈は、天御中主尊以来伝へられて來たわが祖先代々の神靈と一体となり、我れもまたこの儘にして永遠のいのちの中に生きるものとなつたのでありました。

わがいのちがかくして永遠となりました時、最早残存するわが肉体のごときは、意とするに足らなくなつたことでありませう。故に彼は、その病ひ重くなりましても、門下に特にその葬儀について何も指示することなく、父祖の墓所、黒谷光明寺の塋域に葬られ、その墓表のごときも、父祖のそれと同様にしたことでありました。但、再伝の門人跡部良顯が書きました『神道喪祭家礼』には、僧侶の読經は禁じたので、門下は遺骸を前夜のうちにひそかに埋葬し、空の棺のみを仏堂に運んで読經せしめたとあります。寺請制度下、これは門下の己むを得ぬ処置であつたことと思ひます。

闇斎みづからは、以上のごとく葬礼そのもののあり方について、何もいひ残してゐなかつたのであります。その考へは、彼の生涯を考へることによつておのづから明らかになつて参ります。そこでその門下門流は、闇斎のその意を具体的に記述し、それによつてわが国の葬礼を樹立しようと志すに至るのであります。門下門流の手により、(中)に記しておきました如く、

浅見絅斎『喪祭小記』

若林強斎『家礼訓蒙疏』

跡部良顕『神道喪祭家礼』

のごとき書物が、相ついで編成せられたのであります。

四

明治初年、神道復興の氣運によつて起つた神道葬礼について考へんとする時、栗田寛の果した役割は大きく、ここに光圀の残した志の具現を見ることができるのであります。

しかし全国的にこれを考へる時、神靈の存在について最も深く意を致したるは、闇斎およびその門流でありまして、葬礼の理念の面に於きまして、後代にその思想が最も大きな影響を残し、それは明治に及んでをります。されば次にはその影響を受けた最大なものとして、平田篤胤の神靈説とそれに基づく葬礼説を考へねばなりません。

もつとも闇斎と篤胤とのこのつながりを直接示す証拠は殆んどありませんし、篤胤自身、垂加神道を前代的のものとして批判してゐます。しかし篤胤の生家大和田氏の祖先の一大人・大和田玄胤は、上京して絅斎に従学し、帰国後は代々その学を家学として伝へて來てをりますし、それのみでなく、家老梅津氏の一族・梅津共軒は若林強斎に従学し、秋田に於ける同学の後援者となつてをり、篤胤の頃にも、闇斎の學問は深く同藩の人々の間に浸透してをりました。その

ことから考へても、彼が早くから闇斎の神道説に触れてゐたと考へねばなりません。絅斎の喪祭に関する講話を筆記したものに『喪祭略記』といふ一書があり、その内容から見まして、これは強斎—共軒と伝へられて、秋田藩の同派学者の家にあつたものと考へられますか、その写本の末に、

平田篤胤（花押）

文化三年一月十五日

といふ識語があります。文化三年には篤胤三十一歳。当時彼は、『鬼神新論』（文化二年）を既に著してをり、この年には、キリスト教に触れて『本教外編』を成し、やがて筆を『玉だすき』『靈の真柱』に進めてをります。さればこの頃、彼が垂加の神靈説にも強く牽かれるところがあつたものと考へられます。彼の神道説の特色といふべきものは、顯界を治められるは天照大神の御子孫である天皇命であるが、幽界を治められるのは大国主命であり、我々の神靈は死後も「びることがなく、幽界に帰して大国主命に帰するものである」といふものであります。この大国主命を最も仰ぐべき神として顯彰したるは闇斎であり、彼が生前みづから神靈を封じたのも、同神がみづからその神靈を三輪山に留められたとする吉田家の伝承を依拠とするものであります。闇斎の神靈説が篤胤のそれに深く影を投じてゐると、私は信ずるものであります。そして篤胤の、靈魂不滅説こそ、やがてその後継者によつて、神葬実行運動を起さしめる原動力となるのであります。

五

篤胤の神靈説に喚び起され、幕末神葬実行運動の中心となつた人物は、石州の学者岡熊臣であります。神葬祭の実行を考へる上で、この人を除くことはできません。

熊臣の出た津和野の地には、天明五年、絅斎門流の山口剛斎が招かれて藩校養老館の教授となつてより以来、闇斎

道義の学が継承せられており、闇斎の思想は、同藩を指導し定着してゐた。このことは、熊臣を考へる上に第一に注目せねばならぬことであります。

彼の父忠英は、壯年時代、黒神思斎（元神社本廳總長黒神直久氏の祖先）の門に入つて垂加神道を学びました。熊臣が初めて教へを受けたのは、この父からであります。

熊臣は文化四年、二十五歳の時、出雲に赴いて千家俊信に従学した。俊信は初め若林強斎門下の西依成斎より神儒の両学を学びましたから、その学問も闇斎に淵源するものであります。後、同八年、伊勢に赴いて本居宣長に入門し、従学五年にして帰郷、国学を講じてをりました。熊臣はここに於いて、闇斎の学問に兼ねて宣長の学問を修める事となりました。そして更に彼に最も強い影響を与へることになりましたものが、篤胤の学問であります。彼は篤胤の『靈の真柱』を読みまして感激に堪へず、みづからも『靈の梁』^{とうば}を著すのである。ここが彼を考へる上の、第二の注目点であります。乃ち熊臣の思想には、垂加と国学との特色が一体となつて現はれてゐるのであります。

一体、神葬祭実行の運動を起したのは、同じ石州でありますが、隣藩なる浜田藩の方が先であつた。同藩にも早くから垂加神道が入つてをり、その上に本居学が築かれたので、その結果、浜田地方には早くから離檀の氣運があり、それが神葬実行の請願として燃え上つたのであります。その主張が余りにも激しかつたので、僧侶側の反撃も強く、互ひにその論が激化して、却つて神葬の実現を困難ならしめてゐた。

熊臣はそれを見て、穏かな態度で請願を行ひましたので、弘化四年（一八四七）十一月、つひに同地神職者に限り、離檀神葬を許されることとなりました。しかしそれは、当人・嫡子・隠居に止まるもので家族のすべてに及ぶものでなく、いはんや一般の人々が自由に神葬を行ふことには、極めて遠いものであります。

熊臣は嘉永四年（一八五二）六十九歳で歿しましたが、津和野の有志はその遺志を守り、慶応三年（一八六七）六月以来には藩として神道興起・葬祭改法の政策をとるに至り、翌四年、即ち明治元年には、藩のその現状報告を新政府

に提出して、その参考に供しました。ここに於いて新政府は、藩主龜井茲監（これみ）を明治元年二月、神祇事務局の輔（すけ）（次官）とし、その腹臣なる福羽美静を権判事に任じましたので、ここに主従力を合せ、津和野藩に於いて実行してきましたことを、國家といふ大舞台に於いて行ふこととなつたのであります。初めに紹介いたしました美静の幅は、まさにこの時の彼の抱負を詠じたものに外なりません。

かくして明治元年閏四月十九日、「神職の者、家内に至る迄、以後神葬に相改可申事」といふ発令を見ることとなり、日本國中、神職の家のものは、すべて神葬を行つてよいこととなりましたが、しかし神職家以外の人々が、広く自由にこれを行ふには、徳川時代の宗門改といふ旧制が依然として妨げをなしてゐたのであります。

しかし明治四年七月、廢藩置縣が廃断行されまするや、旧來の制度すべて一新せられ、ここに同月四日、「郷社定則」以下一連の神道政策が打ち出され、それによつて寺請制度も全く廃せられて、これより、氏子より願ひ出があれば、神官はいつでも、誰のためにでも、神葬を行ふことができるやうになりました。そして当時の神葬実行に當つた人々の精神が、いかに真剣にして純粹のものであつたかを、私は明治初年の神道興隆の努力に携つた人々の一人、古川躬（みのり）行の著した『庶人喪儀式』（明治五年成立）に見ることであります。

夫神葬トハ、我國ノ風儀ニテ葬祭ヲ行ヲ云。我國ノ古風ハ葬祭ノミナラズ、諸事煩雜カラズ、質直ニ簡易カリシ
ヲ、儒仏ノ教起テ華飾ヲノミ尚ブ事トハ成タリ。サレバ葬祭モ古昔ニ復シテ、簡便ニ敦厚ク行ベキ事、第一ノ心得ナリ。又恣ニ肉ヲ食ヒ酒ヲ飲、無頼ナルヲ神葬ト思フ事勿レ。父母近親ハサラ也、人ノ喪ニ遭テ、哀情ナキハ、人タルモノノ道ニ非ズ。

しかしながら、右の如くにして漸く全國民が神葬を行ひ得ることとなつたのであるが、過去二百年に亘つて強制されて來た仏葬一色の制度を俄かに改め得るものでなく、またこれを行ふ神職者の側にも、これを実施するの心構へと用意とを欠いてゐたため、却つて混乱が生じ、そのため教部省に於いては急遽その手引書を作る必要に迫られたが、

葬儀については各社各地方の異った風習もあり、その上、編纂者にもその学問上の立場によつて事実に対する解釈を異にするところも多く、問題山積の状態にて、これを整理し綜合して一書とすることは、到底、容易になし得ることではありませんでした。そこでこれ等の解決は将来のこととし、取り敢へず神葬祭実行上、除くべからざる項目のみを取り上げて次第し、「葬祭略式」一巻を編成したのであります。その成稿は明治五年六月でありますので、刊行は恐らく同年のうちか、翌六年であつたことと思はれます。

しかし同書は、神葬祭を行ふ上の最小限度の必要事項のみを掲げたものでありますので、神職がこれを実施するに当りまして、いろいろ疑問に思ふこともありましたために、これを補ふべく、以後、数多くの解説書・指導書が作られることとなり、神葬の理念と次第とは、多岐複雑化の道をたどることとなり、それに加へて、明治初年、神道を担つた先学が理想とした、神葬の簡便敦厚の精神も次第に忘却せられて豪華盛大のものとなつて行きました。その上、更に神葬の実行を躊躇かしめたものに、

一、仏教、殊に真宗教団の危機感からする反撃

二、キリスト教者からの反発

があつたことを無視することができません。かくして折角、神葬祭実行の法的基盤はできましたものの、その実現の当初に当つて既に躊躇を示し、明治十五年に至りますと、「一月二十四日、「自今神官ハ教導職ノ兼補ヲ廢シ、葬儀ニ関係セザルモノトス」といふ内務省達が下されて、そのすべてが未解決の儘、押し流されてしまふこととなるのであります。

時間の制限がありますのでその詳細は略させて頂きますが、一昨年、「神道学」に掲載いたしました拙稿『幕末維新に於ける神葬説とその実行』にその概要を記しておきましたので、その抜刷をお分ち致しますので、それによつて御覽頂きたいと存じます。

以上にて終りと致します。

参考

(車居也)

(一) 『史記』周本紀 武王東觀^{シメシナ}兵至^ヲ于盟津^{ミツ}爲^リ文王木主^ヲ、載^{セテ}以^テ車中軍^ヲ。武王自稱^ニ太子發^ト、言^フ奉^一文王^ヲ以^テ伐^チ、不[○]敢^ル自^專上^セ。乃告^チ司馬・司徒・司空諸節^ヲ、齊栗^{シナ}信哉[。]予無^レ知^チ、以^テ先祖有德^ヲ、臣小子受^ク先功^ヲ、畢^{コトゴト}立^チ賞罰^ヲ以^テ定^ム其功^ヲ。遂^ニ興^レ師[。]

〔『史記』伯夷列傳〕西伯卒^ス。武王載^{シテ}木主^ヲ、號^{シテ}爲^ス文王伐^ジ紂[。]

(二) 〔『禮記』曾子問〕曾子問^{レテ}曰[。]古^{イニハ}者師行^ク、必^シ以^テ遷廟主^ヲ行乎[。]孔子曰[。]天子巡守^{スベ}、以^テ遷廟主^ヲ行^ス、載^{シテ}于齊車[。]

曾子問^{ヒテ}曰[。]喪有^ニ孤廟^ニ二主[。]礼與[。]孔子曰[。]天無^ニ一日[、]土無^ニ三王[、]嘗[・]禘[・]郊[・]社[、]尊無^ニ二上[、]未^シ知^チ其^ノ爲^レ禮也[。]

昔者齊桓公、亟^{シシカ}舉^{レタ}兵[、]作^{リテ}僞主^ヲ以^テ行^ス、及^レ反^ス藏^シ諸祖廟[、]廟有^ニ二主[。]自^ニ桓公^ニ始^ム也[。]

(三) 召^{ハシマ}名^{ハシマ}人と口^{（祝祷を收める器の形）}より成る。祝祷して祖靈を招き、これに応へて靈が降ることを示す。招の初文。各^おも^お久^{（足）}と口^{（足）}より成る。久は神が降り来る形にて、祝詞を告げる（口）ことにより、神靈が降りて來ることを示す。格（きたる、いたる）の初文。

寢^{シテ}も^と寝^{シテ}に作る。宀^ノは廟寢（みたまや）の象形、侵^{シテ}は帝に酒をふりそそいで儀場を清める意、寢^{シテ}はその清めた廟室をいふ。後に寝臥のための床である升^ヲを加へて寢とした。

廟^{シテ}も^と朝礼を行ふところであつたが、それがまた廟所でもあつた。後、祭政が分離したので、専ら宗廟の意のみに用ひられることとなる。

(以上、白川靜氏『字統』より)

漢土の古代にありては、右の諸字に見るとく、靈魂を不滅と信じ、その祖靈とともに生活してゐた。漢土につとに滅んだその信仰が、わが国にては素直に伝承せられ、神葬祭の本義となつてゐる。

長逝年次

中江藤樹 慶安元年（一六四八）

徳川義直

慶安三年（一六五〇）

徳川光圀夫人
泰姫

萬治元年（一六五八）

野中兼山母
秋田氏

慶安四年（一六五二）

徳川光圀父
頼房

寛文元年（一六六一）

林羅山夫人
順淑孺人

明暦二年（一六五六）

保科正之
神葬と称する

寛文十二年（一六七二）

(五) (徳川光圀『藤夫人病中葬禮事略』) ……今葬禮不_レ作_ナ佛事_ヲ、惟泰姫之素志也。往年余講_{セシニ}禮記喪禮・文公家禮、泰姫聽_{キテ}之曰、妾聞、本朝上古葬禮近_ニ儒禮_ヲ、近代佛氏横_シ、亂_ル本朝之大禮_ヲ、妾願終命之後、不_レ懸_{コサ}金僧侶_ヲ、舉_{ゲテ}本朝之禮_ヲ以_テ兼_一儒禮_ヲ。余曰、百歳之後、我若存_レ如_レ言_ヲ、故今所爲如此。

(六) (忌部正通『神代口訣』凡例) 古語大道、而辭假_{ハカ}嬰兒_ヲ、心求_ム神聖_ヲ。

(七) 浅見絅斎 葬祭小記

若林強齋

家禮訓蒙疏

跡部良顯

神道喪祭家禮

(八) 平田篤胤『靈能真柱』

顯明事と幽冥事との差別を熟々想ふに、凡そ人も如此生きて現世_ヲに在るほどに、顯明事にて天皇命の御民_ヲあるを、死しては、その魂_ヲやがて神にて、かの幽靈・冥魂などいふ如く、すでにいはゆる幽冥_ヲに歸けるなれば、さてはその冥府を掌り治め

す神は、大國主の神に坐せば、彼の神に帰命_ヲ奉り、その御制_ヲ承_テ賜_スることなり。

(死者の神魂は) 黄泉_ヲに往かずば何處に安在_シてしかると云ふに、社または祠などを建てて祭りたるは、其處に鎮坐_レれども、しからぬは其の墓_ヲの上に鎮り居り、これは天地と共に窮り尽くる期なきこと、神々の常磐にその社々に坐すとおなじきなり。
○人死して、神魂と亡骸_ヲと二つに別たる上にては、骸_ヲは汚穢_ききものの限りとなり、(中略) また神魂は骸_ヲと分りては、なほ清潔_{きよきよ}かる謂れの有りと見えて、……。

(九) 岡 熊臣

津和野藩校養老館

天明五年

一、（山崎闇齋—淺見絅斎—鈴木貞斎—飯岡義齋）—山口剛齋

二、父岡忠英 壮年時代、周防徳山の黒神思斎に入門、垂加神道を学ぶ。

三、二十五歳、出雲の千家俊信について国学を学ぶ。俊信は初め西依成斎（絅斎—若林強斎—成斎）について神儒両学を学ぶ。後、伊勢に赴いて本居宣長に入門、従学五年、帰郷して国典を講じてゐた。

四、平田篤胤『靈能真柱』を読んで感激、終生篤胤に私淑した。

以上から、熊臣には、垂加・復古両学の特色がよく現はれてゐる。

(+) 熊臣は嘉永四年、六十九歳にて歿したが、津和野の有志はその志を守り、慶応三年六月以降には、藩として「神道興起、葬祭改法」の政策をとり、翌四年（明治元年）には、藩はその現状報告『津和野侍従領分改革仕候神道興起、喪祭改法之覚』を『靈祭要録』『喪儀要録』『祭文』を添へて新政府に提出、参考に供した。ここに於いて新政府は、藩主龜井茲監を、明治元年二月二十七日、神祇院事務局の輔（次官）とし、その腹心福羽美静を権判事に任命、これより主従力を合せ津和野藩にて行ひ来りしところを、國家といふ大舞台にて行ふこととなつた。

明治元年閏四月十九日、「神職の者、家内に至る迄、以後神葬相改可」申事」

明治四年七月、廢藩置県、宗門改制度廃止、「郷社定則」以下一連の神道政策公布、これより氏子よりの願出があれば神官は誰のためにでも神葬を行ひ得ることとなる。

明治五年六月、『葬祭略式』完成ついで公布。

明治十五年一月二十四日、自今神官ハ教導職ノ兼補ヲ廢シ、葬儀ニ関係セザルモノトス、

晴天鶴

美静

ゆたかにも立舞ふ鶴は空晴て
なすへき事のある世とやしる

『山崎家譜』慶安三年庚寅秋、作先祖神主、九月二十二日癸酉始之、晦日成、

『歸金山記』嘗按、本朝欽明時、佛法來焉、文武時火葬始焉。自是以降、佛法日行、神道日廢、其間又有入鹿之亂、舊記古史、焜燄蕩散、喪葬之禮、後世無聞、其詳。伊勢之禁火葬、是猶隆古之遺風也。（中略）夫葬者藏也、藏者欲人之弗得見也。擇其宅兆、觀山水、驗土木、防五患、欲安固久遠也。衣衾棺槨、必誠信、欲厚襲斂之無使二人之林、親厚膚也。其欲速朽、此豈人之心也哉。孝子敬其身、不敢毀傷。行父母之遺體也、以父母之身、水之火、火之水、而忍爲之、實虎狼之不類也。